

令和8年度

あけぼの学園相談支援専門員(会計年度任用職員)募集要項

- 1 【職 種】 社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、心理士、言語聴覚士、保育士
- 2 【業務内容】 相談支援専門員として、
 - ・ 障害児相談支援（障害児支援利用計画作成等）
 - ・ 児童の保護者、またはご家族（祖父母等）からの面談や電話による相談
 - ・ 保護者（市民）向け講座、研修の企画、運営
 - ・ 事業所との連携（会議等への出席）等をおこなう。
- 3 【採用人数】 1人
- 4 【任用期間】 採用決定から令和9年3月31日（水）まで
- 5 【給 与】 <給料>
 - (1)社会福祉士 月額 237,963円
 - (2)精神保健福祉士、心理士、作業療法士、言語聴覚士 月額 245,003円
 - (3)保育士 月額 196,975円<手当>

通勤手当（上限あり）、時間外勤務（残業）手当、賞与（期末手当・勤勉手当 ※在職期間等に応じて支給）

<社会保険>

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
- 6 【勤 務 日】 週4日勤務 月曜日・火曜日・木曜日 及び水曜日か金曜日のどちらか
- 7 【勤務時間】 午前9時15分から午後5時15分（1日7時間15分勤務・45分休憩・週29時間）職員会議等のため時間外勤務あり
- 8 【休 日】 土曜日・日曜日・祝日 及び水曜日か金曜日のどちらか
年末年始（12月29日～1月3日）、その他有給休暇等あり
- 9 【勤 務 地】 茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園
茨木市西穂積町8番11号
- 10 【受験資格】 勤務地に通勤可能で、次の(1)～(6)の要件をすべて満たす者
 - (1) 資格 相談支援専門員の資格をお持ちの方、あるいは社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士、保育士のうちいずれかの資格を有する者
 - (2) 経験 相談支援専門員として従事、あるいは過去に相談支援専門員として従事していた者、もしくは、障害福祉サービス事業所等で相談業務の経験、または障害児通所支援事業で発達支援の経験が5年以上ある者
 - (3) 年齢 不問
 - (4) 自転車に乗ることができる者
 - (5) 基本的なWord、Excel入力ができる者

(6) 次のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11【選考方法】 1次選考：書類審査及び提出論文
2次選考：面接

12【面接日】 1次選考通過時に詳細を連絡

13【申込期間】 随時受付

14【提出書類】 ①あけぼの学園相談支援専門員採用試験申込書（顔カラー写真貼付）
②小論文
テーマ「障害児相談支援の業務を行うにあたり大切にしたいこと」（800字以内）

15【提出先】 〒567-0073

茨木市西穂積町8番11号 茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園
※郵送または持参してください。提出書類を郵送される場合は、特定記録郵便・簡易書留等の配達状況が確認できる方法で送ってください。

16【問い合わせ】 茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園 担当：檀原(だんばら)
電話（072）627-6010
受付時間 午前9時から午後5時15分まで

17【備考】 ①「あけぼの学園相談支援専門員採用試験申込書」は茨木市のホームページ（<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>）よりダウンロード、または茨木市役所南館3階 発達支援課、あけぼの学園にて配付します。
②提出書類については返却いたしません。
記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
③採用になりましたら、資格を確認するため、後日、資格証等の写しを提出していただきます。
④その他、不明な点は上記問合先にご連絡ください。